

河川への雪捨て、河川に近づくことはやめましょう

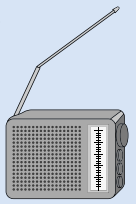
河川に雪を捨てると、雪で河川が詰まり、はんらんの原因となりますので雪を捨てないでください。また河川周辺の雪や氷は崩れやすく危険ですので、河川には近づかないでください。



詳細：建設局河川管理課 ☎818-3415

FMラジオによる雪たい積場情報案内

区内の各雪たい積場の緊急情報（一時閉鎖など）を、いち早くFMラジオでお知らせしています。

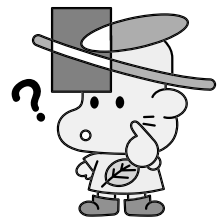


◆放送局
FMアップル（周波数76.5MHz）

詳細：維持管理課（平岡2条4丁目）☎888-2800
市コールセンター ☎222-4894

教えて区役所

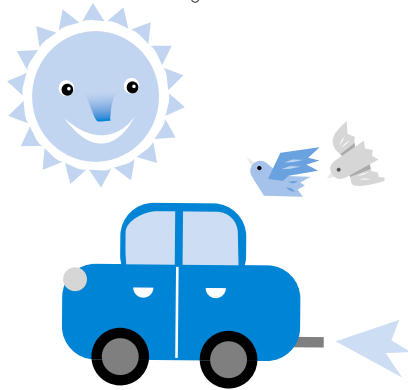
第43回 軽自動車税



軽自動車税とは？

今や生活必需品ともいえる自動車。保有台数は、年々増加しています。
今月は車両にかかわる市税である軽自動車税について、ご説明します。

原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・軽二輪車および小型二輪車に対してかかる税金です。
毎年、四月一日現在で右の車両を所有している方が納税義務者となります。
軽自動車税には自動車税と異なり、月割課税制度がありません。したがって、平成十九年四月二日以降に右の車両を所有した場合には、平成十九年度の税金はかかりません。しかし、四月二日以降に廃車の手続きをした場合には、平成十九年度の税金は全額納めていただくこととなります。



車両を購入・廃車・売却・住所などを変更した場合に手続きは必要ですか？

車両を取得した場合は十五日以内に、車両を廃車・売却したり置き場や住所などを変更した場合には三十日以内に申告が必要になります。
特に車両を廃車・売却した場合には申告を忘れると、いつまでも元の所有者に納税通知書が送付されてしまいますので、必ず申告をしてください。

現在、車両を所有していないにもかかわらず手続きを行っていない方は早急に申告をしてください。
なお、車両の排気量などにより、手続き先が異なりますのでご注意ください。

体などに障がいのある場合、税金が免除されますか？

障がいのある方のために使用される車両は、申請することにより軽自動車税が免除される場合があります。
納税通知書がお手元に届いてからの手続きになりますので、詳しくは区役所課税課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 《原動機付自転車（125CC以下のバイク）及び小型特殊自動車》
清田区役所課税課市民税係
☎（889）2400（内線282、286）
- 《軽自動車及び軽二輪車（125CC超250CC以下のバイク）》
札幌地区軽自動車協会
（北区新川5条20丁目）
☎（768）3955
- 《小型二輪車（250CCを超えるバイク）》
札幌運輸支局
（東区北28条東1丁目）
☎（050）554012001

広告欄